

高知県医療施設整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県医療施設整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業者)

第2条 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応することができる医療提供体制を構築するための施設整備等が困難となっている医療機関等のうち、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 別表第1の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等であること。
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に係る本体工事の契約をしていること。
- (3) 令和6年度に高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金の交付を受けて施設整備を行っていること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付額は、別表第1の第2欄に掲げる構造別に、第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、対象面積及び第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速

やかに知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第2号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに知事に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除

税額を県に返還しなければならない。

(11) この補助金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省又は県が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(12) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の支払)

第8条 補助事業者は、補助金の支払いを請求しようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が次に掲げる事項に該当する場合、補助を行った全額の返還を求める。

(1) 補助金の交付を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合

(2) 申請内容をいつわり、その他不正な手段により補助の交付を受けたと認める場合

(検査等)

第10条 県は、必要があると認めるときは、補助事業者及び関係機関に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第11号まで、第7条、第9条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 国庫補助事業	2 構造別	3 物価高騰を反映した単価	4 現行の交付要綱上の単価	5 補助率
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備 1室当たり	29,420千円	14,546千円	1/2
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり	484,000円	239,300円	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり	484,000円	239,300円	

(注)

- 第3欄に定める単価は、当該事業における交付額を算定する際に、限度となる単価である。
- 実際の建築単価が第4欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該補助金を交付しない。
- 実際の建築単価が第3欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ、第4欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を第4欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額により交付額を算定するものとする。

別表第2（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。